

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次及び第6章の章名中「防火管理及び防災管理並びに」を削る。
- (2) 第56条を次のように改める。

第56条 削除

- (3) 第56条の2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

消防法施行令に基づく防火管理に関する講習の充実等に伴い、条例に基づく防火管理業務等の受託者に対する当該業務の従事者への教育等の義務付けを廃止するため、本案を提出する。